

# 仕 様 書

## 1 業務内容

この業務は、消防用設備等及び防火上必要な建築設備（以下「設備」という。）の性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保ち、諸設備の耐久化を図るため行うものである。

(1) 業務の委託内容及び範囲は次のとおりとする。

ア 別表第1に掲げる施設における、消防法第17条の3の3に基づく設備の点検（機器点検、以下「6ヶ月点検」、機器点検・総合点検、以下「1年点検」という。）に関すること。

イ 10年を超える連結送水管の耐圧性能点検の義務付けに基づく、耐圧性能試験に関すること。この業務は3年毎に実施することとし、本年度（令和8年度）実施する。

ウ 平成22年9月30日付け消防庁告示第16号及び消防予第442号に基づく泡消化設備の泡薬剤のサンプリング検査に関すること。この業務は3年毎に実施することとし、本年度（令和8年度）実施する。

エ 前記ア、イ、ウの業務に付随する軽微な保守（別表第2に定める事項）に関すること。

オ 前記ア、イ、ウの業務実施月にかかわらず、発注者の要請による、緊急又は異常発生時における受注者従業員の派遣等、対応に関すること。

カ 発注者が必要とする書類等の作成に関すること。

(2) 業務を行う設備、数量等、業務の基準となるべきものについては、別表第3のとおりとする。ただし、設備機器の数量等に変更がある場合、受注者の負担において業務を実施するものとし、変更のあった設備機器の数量は発注者に報告するものとする。

## 2 業務実施上の留意事項

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者を従事させるものとする。

(2) 受注者は、従業員の内から現場責任者及び副現場責任者を各1名ずつ定め、責任者、副現場責任者並びに従事者の氏名をあらかじめ発注者へ届け出るとともに、あわせて前項の資格を証する書類の写しを提出するものとする。異動があった場合も同様とする。

(3) 発注者は必要に応じて、従業員の身分証明書又は資格証明書（以下「証明書等」という。）の提示を求めることができるものとし、従業員は、この求めがあった場合は証明書等を提示するものとする。

(4) 業務の実施に当たっては、各施設と事前に協議し、授業や施設の運営等の妨げにな

らないよう日時・作業方法を決定し、委託業務実施計画書を作成し提出するものとする。

- (5) 業務の実施に当たっては、一般財団法人日本消防設備安全センター発行の「消防用設備等点検実務必携」に記載されている点検基準及び点検要領を遵守し、原則として発注者の立ち会いのもとに行うものとする。なお、発注者は一般財団法人広島県消防設備協会が行う消防用設備等の点検業務立会制度を利用する場合がある。
- (6) 消防用ホース及び連結送水管の耐圧性能点検については、広島市消防局が示している運用基準（平成15年1月16日指建第2号）に基づき実施するものとする。  
なお、消防用ホースの耐圧性能点検については、製造年の末日から10年を経過したホースについて実施するものとする。（ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。）  
また、耐圧性能点検を実施した消防用ホースについては、実施年月日を記載したシールを貼付すること（様式は問わない。）。
- (7) 消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち、製造年から10年を経過したもの等について実施が規定されている耐圧点検は行わず、対象機器の数量及び設置場所等を施設管理者に対して報告すること。
- (8) 連結送水管の耐圧性能点検を実施する際は、異常が発生した場合の減圧、排水等の準備をし、安全対策に万全を期すること。
- (9) 消防用設備等の点検後、一般財団法人広島県消防設備協会発行する消防用設備等点検済表示ラベル（損害賠償保険付）を貼付するものとする。
- (10) 受注者は、業務の実施中、児童・来館者等に危険を及ぼさないよう細心の注意を要するものとし、また、防火シャッター等の点検を行う際は、適切に作業員を配置し、事故防止対策の徹底に努めることとする。
- (11) 従業員の安全衛生に関する管理について、現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (12) 業務に従事する従業員には、受注者名入りの統一した衣服等を着用させること。

### 3 報告

- (1) 受注者は、各点検業務を行ったときは、別表第4のとおり、業務実施報告書等を提出することとする。また、業務完了の日の翌日から起算して10日以内に提出するものとする。ただし、6ヶ月点検において、3月31日を超える場合は、3月31日までに提出するものとする。
- (2) 所定の様式を提出する場合には、各設備の不良箇所・修繕を要する箇所等について、これを集約・抜粋のうえ作成するものとする。
- (3) 点検結果報告書、点検結果総括表及び点検者一覧表の作成（記載）に当たっては、「消防用設備等点検実務必携」を準用して作成するものとし、様式については、消防庁の告示による様式を使用することとする。

#### 4 検査完了期日(期限)

業務が完了した日の翌日から起算して19日目に当たる日。(ただし、実施報告書を受領した日(又は業務完了の通知を受けた日)の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。)ただし、3月31日を超える場合は、3月31日とする。

#### 5 その他

業務の実施に当たり、この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については発注者並びに受注者協議のうえ決定するものとする。